

(第一類 第四号)

第二回國會 司法委員會 議 錄 第十号

昭和二十三年四月六日(火曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

委員 石川金次郎君 井伊 誠一君

池谷 信一君 石井 繁九君

山中日露史君 中村 又一君

八並 達雄君 山下 春江君

吉田 安君 佐瀬 昌三君

花村 四郎君 明禮輝三郎君

大島 多蔵君

出席政府委員

法制長官 佐藤 達夫君

法務廳事務官 國宗 榮君

委員外の出席者

議員 山下 榮三君

專門調査員 村 教三君

專門調査員 小林 貞一君

本日の會議に付した事件

輕犯罪法案(内閣提出)(第二三三号)

行政代執行法案(内閣提出)(第三二二号)

○松永委員長 これより會議を開きます。

行政代執行法案について、政府の説明を願います。

行政代執行法案

行政代執行法

第一條 行政上の義務の履行確保に關しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第二條 法律(法律の委任に基く命令、規則及び條例を含む。以下同

じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政廳により命ぜられた行為(他人が代つてなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政廳は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第三條 前條の規定による処分(代執行)をなすには、相當の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で警告しなければならない。

義務者が、前項の警告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政廳は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施についての緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができ。

第四條 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第五條 代執行に要した費用の徴収については、實際に要した費用の額及びその納期を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第六條 代執行に要した費用は、國稅徵收法の例により、これを徴収することができる。

代執行に要した費用については、行政廳は、事務費の所屬に従い、國稅に次ぐ順位又は当該地方公共團體の徵收金と同順位の先取特權を有する。

代執行に要した費用を徴收したときは、その徵收金は、事務費の所屬に従い、國庫又は地方公共團體の經濟的收入となる。

第七條 代執行に關し不服のある者は、訴願を提起し、又は当該行政廳に對して異議の申立をすることができ。

前項の規定による異議の申立をなすべき期間、申立の効果及び異議の決定については、訴願法に規定する訴願の例による。

前二項の規定は、裁判所に対する訴訴の權利に影響を及ぼすものではない。

附 則

この法律は、公布の日から起算し、三十日を経過した日から、これを施行する。

行政執行法は、これを廃止する。

○佐藤(連)政府委員 本案は行政執行法を廃止いたしまして、新たに行政上の代執行に關する法規を整備せんとするものであります。

現行行政執行法は、古く明治三十三年の制定にかゝるものでありまして、その内容において、たとえ行政檢束の規定のごとく、過去の歴史において暗い陰影に満ちておるものがあり、その他これを新憲法の光のもとに照しますならば、調整を要するところ少からざるものがあると思われるのであります。よつて政府は、これが調整について、今日まで種々研究を進めてまいつたのであります。その結論として、この際行政執行法を全面的に廃止して、これに伴う暗い連想を拂拭するとともに、將來における濫用の余地を閉じしめ、今日必要なる限度において、新たな制度の出發を企図することとしたのであります。

御承知の通り、從來の行政執行法には、前述の檢束、仮領償等の警察的処置のほか、行政上の義務の履行確保に必要な手段について、若干の條項を設けておるのであります。本案は、これに規定されておりました代執行に關する手続を補足整備いたしました。軍獨の法案といつたものであります。

本案の内容は、法令に基づく行政上の義務を義務者が履行しない場合、他の手段によつて、その履行を確保する

ことが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政廳は、みづから義務者のなすべき行為をなし、または第三者をして、これをなさしめ、その費用を義務者から徴収することのできる旨を定め、これに必要な手続を規定したものであります。すなわちたとえ違法の建築物あるいはやみの建築物に對しまして取りこわしの命令が出ておりますにもかかわらず、義務者がこれを実行しない場合には、行政廳においてその取りこわしを行いまして、費用を義務者から徴収するといふような場合が、これに該当するわけであり。

なお現行行政執行法には、行政上の義務履行確保の手段として、右のいわゆる代執行のほか、執行罰及び直接強制の途をも存しているものであります。が、執行罰については、その効用比較的乏しく、罰則による間接的強制によつておこなわれその目的を達し得るものと考へられ、また直接強制は、人または物に對して直接暴力を加ふるものであります。ゆゑに、すべての場合に通過して、一般的にその途を設けるのは行き過ぎであると考えるのであります。従つてこれらの手段は、特に行政上の目的達成上必要な場合に限り、それぞ法律において、各別に適切な規定を設けることとし、本案におきましては、行政上の義務履行確保の手段として、一般的に必要であり、かつ適当と認められる代執行に關して、その

手続を定めることとした次第であります。

以上をもつて本案の要旨の説明を終ります。何とぞよろしくお願いいたします。

○松永委員 午後一時まで休憩いたします。

午前十一時十分休憩

午後二時二分開議

○松永委員 休憩前に引続き会議を開きます。

行政代執行法案について審査を進めます。

○井伊委員 本法における代執行は、どういふ場合に行われるか。その具体的な例示を指摘したいと思ひます。

なお従来の行政代執行法当時の運用の事例をも、併せて承知したいと思ひます。

○佐藤(逓)政府委員 代執行につきましては、実際に具体的に働きます場合につきましては、むしろ従前の実例を先に申し上げた方がよいと思ひます。

また、御承知の建築の取締りの法制がござります。市街地建築物法、それから近くは臨時建築取締規則といううなものがありまして、建築の規制をやつておるわけでありまして、これに違反して建物がつくられます場合に、行政代執行といふことは、違反建築物の除却処分を命ずることが出来るわけでありまして、その場合に義務者が除却の処分を一向やらぬ。これを放置しておきますと、非常に困るという場合には、やむを得ず行政代執行の方から出かけて行きます。その建物の取壊しをやるといふことが、その費用は義務者から取立てるといふような例が、比較的に多

い例であります。それからわれわれの承知いたしております例としては、交通取締りの関係で、交通上のじやまになるようなものが、道路のきわなどにつくられる。その場合に同じくその除却の命令を出し得るわけでありまして、これに應ぜずして一向義務者が除却しないという場合には、やはり行政代執行の方でその除却の処分をやりまして、費用を取立てるといふようなことがありまして、それから廣告物の取締りの関係で、廣告物取締法というのがあります。この関係で非常に危険な廣告、看板、あるいは風俗を害するような看板などの除却命令を出すような場合があります。一番われわれの耳に触れておりますのは、今のやみ建築物の除却取締り、例の池袋の場合のごとき、新聞にも出ておりましたが、顯著な例だと思ひます。今後のこの法律によります場合につきましては、大体予想されますのは、さういふ事例が予想されるのでありまして、それ以外に代執行が働く場合というものは、あまりないのではないかとこのように考へております。

○井伊委員 第二條におきまして、義務者がその行為を履行しない場合であつて、代執行以外の手段をもつては、その履行を確保することが困難であり、その上不履行を放置しておけば、著しく公益に反すると認められる場合において、この代執行がなし得るということになつてゐるのでありまして、この履行の確保が困難であるといふことと、それからその不履行を放置しておくことが、著しく公益に反するといふことが、この代執行をする一つの条件になつてゐると思ひます。

○佐藤(逓)政府委員 第二條に「義務者がその行為を履行しない場合であつて、代執行以外の手段をもつては、その履行を確保することが困難であり、その上不履行を放置しておけば、著しく公益に反すると認められる場合において、この代執行がなし得る」とあるのは、これはどうしても困難であるといふことと、それから著しく公益に反するといふことが二つともそろつていなければならぬものと解釈せられるのであります。そこで、それは異議申立の理由になるということもあつて、代執行をしようとする行政機関におきましても、さういふ事実が著しく公益に反しないといふように認められるとするならば、それは代執行ができないといふことにならなければならぬように思ひます。

○井伊委員 もう一つお尋ねしたいと思ひます。第三條の第二項に「当該行政令は、代執行令書をもつて、云々」とあるのは、代執行令書をもつて、云々といふことになつておられますが、この代執行令書の表示します内容と申しますか、大体どういふふうになるのであり

ますか。と申しますのは、その権限の範囲、内容というものをどういふふうにして表示するかということでございます。

○佐藤(逓)政府委員 これは第三條の最初の第一項におきまして一應戒告がなされるわけでありまして、おそろくこの戒告におきまして、どういふことをやれ、たとえばお前の建てた建物は除却命令の対象になつておるのだから、そのどこそこ番地のどの建物を除却せよという一種の戒告をまずするわけでありまして、今度それを受けまして、ただいま御指摘の代執行令書が出たわけでありまして、従いまして、たゞいまの戒告の場合に出ました具体的な建物であれば、その建物の特定した指定といふものをまず渡される令書にそれが示されることになるわけでありまして、その点は戒告の書面に書いてあるものが一應そこにもう一週うたわれまして、それがどこに書いてあります。いつ代執行する、どういふ人がいく、費用は大体どのくらいかかるかといふことがこれに示されるというふうに考へておるわけでありまして、

○井伊委員 たとえば建物の取壊しをするといふのが終局の目的であり、そのことが代執行令書の中に書いてあるといひまして、その方法の過程におきましては、一度にこれを取壊すことができないために、ある場合にはこれを管理をするとか、あるいは占有をどういふふうにするかといふことが必要なのではないかと思ひます。

すなわち仮処分をします場合と同等な用意が必要なのではないか。そうしたならば、やはり仮処分等に現われておるように、その範囲というものが、相

当明確に示されていなければならぬではなからうか。それを取壊すに必要な一切の行為といふふうにもなるのであるか。かりにこれを占有をして、すぐ取壊してしまへば別格であります。

○佐藤(逓)政府委員 大抵今の除却の例で申しますと、除却処分といふことが、一應はつきりするわけでありまして、その除却処分が行われる態様と申しますか、それからその期間といふようなものが、一應問題になるわけでありまして、これは大抵建物そのものが特定されておりましたし、また実際上最小限度に必要な除却行為が何日か、あるいはどの範囲の幅で行われるといふことも、これは客観的にその必要なる限度がはつきりしておると思ひます。

○井伊委員 第二條に「義務者がその行為を履行しない場合であつて、代執行以外の手段をもつては、その履行を確保することが困難であり、その上不履行を放置しておけば、著しく公益に反すると認められる場合において、この代執行がなし得る」とあるのは、これはどうしても困難であるといふことと、それから著しく公益に反するといふことが二つともそろつていなければならぬものと解釈せられるのであります。そこで、それは異議申立の理由になるということもあつて、代執行をしようとする行政機関におきましても、さういふ事実が著しく公益に反しないといふように認められるとするならば、それは代執行ができないといふことにならなければならぬように思ひます。

○井伊委員 もう一つお尋ねしたいと思ひます。第三條の第二項に「当該行政令は、代執行令書をもつて、云々」とあるのは、代執行令書をもつて、云々といふことになつておられますが、この代執行令書の表示します内容と申しますか、大体どういふふうになるのであり

ますか。と申しますのは、その権限の範囲、内容というものをどういふふうにして表示するかということでございます。

○佐藤(逓)政府委員 これは第三條の最初の第一項におきまして一應戒告がなされるわけでありまして、おそろくこの戒告におきまして、どういふことをやれ、たとえばお前の建てた建物は除却命令の対象になつておるのだから、そのどこそこ番地のどの建物を除却せよという一種の戒告をまずするわけでありまして、今度それを受けまして、ただいま御指摘の代執行令書が出たわけでありまして、従いまして、たゞいまの戒告の場合に出ました具体的な建物であれば、その建物の特定した指定といふものをまず渡される令書にそれが示されることになるわけでありまして、その点は戒告の書面に書いてあるものが一應そこにもう一週うたわれまして、それがどこに書いてあります。

いつ代執行する、どういふ人がいく、費用は大体どのくらいかかるかといふことがこれに示されるというふうに考へておるわけでありまして、

○井伊委員 たとえば建物の取壊しをするといふのが終局の目的であり、そのことが代執行令書の中に書いてあるといひまして、その方法の過程におきましては、一度にこれを取壊すことができないために、ある場合にはこれを管理をするとか、あるいは占有をどういふふうにするかといふことが必要なのではないかと思ひます。

すなわち仮処分をします場合と同等な用意が必要なのではないか。そうしたならば、やはり仮処分等に現われておるように、その範囲というものが、相

当明確に示されていなければならぬではなからうか。それを取壊すに必要な一切の行為といふふうにもなるのであるか。かりにこれを占有をして、すぐ取壊してしまへば別格であります。

○佐藤(逓)政府委員 大抵今の除却の例で申しますと、除却処分といふことが、一應はつきりするわけでありまして、その除却処分が行われる態様と申しますか、それからその期間といふようなものが、一應問題になるわけでありまして、これは大抵建物そのものが特定されておりましたし、また実際上最小限度に必要な除却行為が何日か、あるいはどの範囲の幅で行われるといふことも、これは客観的にその必要なる限度がはつきりしておると思ひます。

○井伊委員 第二條に「義務者がその行為を履行しない場合であつて、代執行以外の手段をもつては、その履行を確保することが困難であり、その上不履行を放置しておけば、著しく公益に反すると認められる場合において、この代執行がなし得る」とあるのは、これはどうしても困難であるといふことと、それから著しく公益に反するといふことが二つともそろつていなければならぬものと解釈せられるのであります。そこで、それは異議申立の理由になるということもあつて、代執行をしようとする行政機関におきましても、さういふ事実が著しく公益に反しないといふように認められるとするならば、それは代執行ができないといふことにならなければならぬように思ひます。

○井伊委員 もう一つお尋ねしたいと思ひます。第三條の第二項に「当該行政令は、代執行令書をもつて、云々」とあるのは、代執行令書をもつて、云々といふことになつておられますが、この代執行令書の表示します内容と申しますか、大体どういふふうになるのであり

ますか。と申しますのは、その権限の範囲、内容というものをどういふふうにして表示するかということでございます。

○佐藤(逓)政府委員 これは第三條の最初の第一項におきまして一應戒告がなされるわけでありまして、おそろくこの戒告におきまして、どういふことをやれ、たとえばお前の建てた建物は除却命令の対象になつておるのだから、そのどこそこ番地のどの建物を除却せよという一種の戒告をまずするわけでありまして、今度それを受けまして、ただいま御指摘の代執行令書が出たわけでありまして、従いまして、たゞいまの戒告の場合に出ました具体的な建物であれば、その建物の特定した指定といふものをまず渡される令書にそれが示されることになるわけでありまして、その点は戒告の書面に書いてあるものが一應そこにもう一週うたわれまして、それがどこに書いてあります。

いつ代執行する、どういふ人がいく、費用は大体どのくらいかかるかといふことがこれに示されるというふうに考へておるわけでありまして、

○井伊委員 たとえば建物の取壊しをするといふのが終局の目的であり、そのことが代執行令書の中に書いてあるといひまして、その方法の過程におきましては、一度にこれを取壊すことができないために、ある場合にはこれを管理をするとか、あるいは占有をどういふふうにするかといふことが必要なのではないかと思ひます。

すなわち仮処分をします場合と同等な用意が必要なのではないか。そうしたならば、やはり仮処分等に現われておるように、その範囲というものが、相

当明確に示されていなければならぬではなからうか。それを取壊すに必要な一切の行為といふふうにもなるのであるか。かりにこれを占有をして、すぐ取壊してしまへば別格であります。

○佐藤(逓)政府委員 大抵今の除却の例で申しますと、除却処分といふことが、一應はつきりするわけでありまして、その除却処分が行われる態様と申しますか、それからその期間といふようなものが、一應問題になるわけでありまして、これは大抵建物そのものが特定されておりましたし、また実際上最小限度に必要な除却行為が何日か、あるいはどの範囲の幅で行われるといふことも、これは客観的にその必要なる限度がはつきりしておると思ひます。

○井伊委員 第二條に「義務者がその行為を履行しない場合であつて、代執行以外の手段をもつては、その履行を確保することが困難であり、その上不履行を放置しておけば、著しく公益に反すると認められる場合において、この代執行がなし得る」とあるのは、これはどうしても困難であるといふことと、それから著しく公益に反するといふことが二つともそろつていなければならぬものと解釈せられるのであります。そこで、それは異議申立の理由になるということもあつて、代執行をしようとする行政機関におきましても、さういふ事実が著しく公益に反しないといふように認められるとするならば、それは代執行ができないといふことにならなければならぬように思ひます。

○井伊委員 もう一つお尋ねしたいと思ひます。第三條の第二項に「当該行政令は、代執行令書をもつて、云々」とあるのは、代執行令書をもつて、云々といふことになつておられますが、この代執行令書の表示します内容と申しますか、大体どういふふうになるのであり

ますか。と申しますのは、その権限の範囲、内容というものをどういふふうにして表示するかということでございます。

○佐藤(逓)政府委員 これは第三條の最初の第一項におきまして一應戒告がなされるわけでありまして、おそろくこの戒告におきまして、どういふことをやれ、たとえばお前の建てた建物は除却命令の対象になつておるのだから、そのどこそこ番地のどの建物を除却せよという一種の戒告をまずするわけでありまして、今度それを受けまして、ただいま御指摘の代執行令書が出たわけでありまして、従いまして、たゞいまの戒告の場合に出ました具体的な建物であれば、その建物の特定した指定といふものをまず渡される令書にそれが示されることになるわけでありまして、その点は戒告の書面に書いてあるものが一應そこにもう一週うたわれまして、それがどこに書いてあります。

いつ代執行する、どういふ人がいく、費用は大体どのくらいかかるかといふことがこれに示されるというふうに考へておるわけでありまして、

○井伊委員 たとえば建物の取壊しをするといふのが終局の目的であり、そのことが代執行令書の中に書いてあるといひまして、その方法の過程におきましては、一度にこれを取壊すことができないために、ある場合にはこれを管理をするとか、あるいは占有をどういふふうにするかといふことが必要なのではないかと思ひます。

すなわち仮処分をします場合と同等な用意が必要なのではないか。そうしたならば、やはり仮処分等に現われておるように、その範囲というものが、相

当明確に示されていなければならぬではなからうか。それを取壊すに必要な一切の行為といふふうにもなるのであるか。かりにこれを占有をして、すぐ取壊してしまへば別格であります。

○佐藤(逓)政府委員 大抵今の除却の例で申しますと、除却処分といふことが、一應はつきりするわけでありまして、その除却処分が行われる態様と申しますか、それからその期間といふようなものが、一應問題になるわけでありまして、これは大抵建物そのものが特定されておりましたし、また実際上最小限度に必要な除却行為が何日か、あるいはどの範囲の幅で行われるといふことも、これは客観的にその必要なる限度がはつきりしておると思ひます。

○井伊委員 第二條に「義務者がその行為を履行しない場合であつて、代執行以外の手段をもつては、その履行を確保することが困難であり、その上不履行を放置しておけば、著しく公益に反すると認められる場合において、この代執行がなし得る」とあるのは、これはどうしても困難であるといふことと、それから著しく公益に反するといふことが二つともそろつていなければならぬものと解釈せられるのであります。そこで、それは異議申立の理由になるということもあつて、代執行をしようとする行政機関におきましても、さういふ事実が著しく公益に反しないといふように認められるとするならば、それは代執行ができないといふことにならなければならぬように思ひます。

○井伊委員 もう一つお尋ねしたいと思ひます。第三條の第二項に「当該行政令は、代執行令書をもつて、云々」とあるのは、代執行令書をもつて、云々といふことになつておられますが、この代執行令書の表示します内容と申しますか、大体どういふふうになるのであり

ますか。と申しますのは、その権限の範囲、内容というものをどういふふうにして表示するかということでございます。

○佐藤(逓)政府委員 これは第三條の最初の第一項におきまして一應戒告がなされるわけでありまして、おそろくこの戒告におきまして、どういふことをやれ、たとえばお前の建てた建物は除却命令の対象になつておるのだから、そのどこそこ番地のどの建物を除却せよという一種の戒告をまずするわけでありまして、今度それを受けまして、ただいま御指摘の代執行令書が出たわけでありまして、従いまして、たゞいまの戒告の場合に出ました具体的な建物であれば、その建物の特定した指定といふものをまず渡される令書にそれが示されることになるわけでありまして、その点は戒告の書面に書いてあるものが一應そこにもう一週うたわれまして、それがどこに書いてあります。

いつ代執行する、どういふ人がいく、費用は大体どのくらいかかるかといふことがこれに示されるというふうに考へておるわけでありまして、

○井伊委員 たとえば建物の取壊しをするといふのが終局の目的であり、そのことが代執行令書の中に書いてあるといひまして、その方法の過程におきましては、一度にこれを取壊すことができないために、ある場合にはこれを管理をするとか、あるいは占有をどういふふうにするかといふことが必要なのではないかと思ひます。

執行中の管理というようなことは、こ

れはやはり執行者の方の責任として考

えられることではないだろうかという

ふうに考へておる次第であります。

○井伊委員 今の建物の除去というよ

うな実例につきましても、もしその義

務者なるものが執行責任者の行爲に対

して抵抗する、反対するというような

事実が予想される、そういう場合にお

ける執行責任者の権限というものは、

どこまであるのか承りたい。

○佐藤(通)政府委員 これは過去の公

務執行妨害の場合と同様に考え、かつ

その措置も同様に措置してしかるべき

ものではないかと思ひます。考えよう

によりましては、それに妨害を加えた

者に対して、直接手を下して実力をも

つて強制するということも実は考えら

れるのであります。本件の立案に対

しましては、まずそこまでのいのかは

かがであらうかというので、一般の

公務執行の場合と同様に考えるとい

う氣持でおるのであります。

○井伊委員 もう一つ伺いたいのであ

ります。総括的にこの行政執行法に

よります。代執行と本案によります

る代執行との間には、どういふよう

な差異がございましょうか、その点

を御説明願ひたいと思ひます。

○佐藤(通)政府委員 大きく申し上げ

まして数点あります。第一点はこの適

用の幅の問題であります。すなわち現

在の行政執行法におきましては、行政

官の命令というふうな命令の機関が

行政官に限定されておるわけであ

ります。本案におきましては、第二

條にありますが、行政官という言葉を

使ひましては、行政官といたしまして

は、行政官と申しますことによつて、

地方自治体の機関をも含むことにな

ります。これは御承知のように、最近

における地方自治行政の拡充に伴いま

して、同じくこの命令違反という場合

で、あるならば、行政官とあらうと、

地方自治体の機関の場合であらうと、

同様に取扱ふのがむしろ合理的であ

らうというふうな考えを以て、幅を

拡めたわけでありまして、

それから第二点、先ほど井伊委員

の御指摘になりましたように、この第

二條におきまして条件をつけまして、

他の手段によつて確保することが困難

である、かつ不履行を放置することが

公益に反するといふような条件をは

めて、濫用を防ぐという措置をと

りました。それからもう一点は手続を

多少ごまかく法律そのもので規定す

ることとしたという点も若干違ひと申

せば申し得ると思ひます。

それから最後に、不服の場合に訴訟

に訴へること、もとより訴訟に關す

る一般法によつてできるものであり

ますが、訴願あるいは異議申立とい

ふような途をも設けまして、十分不

服を言つていただく機会を設けたとい

うような点が、おもしろい差異でござ

います。○井伊委員 私の質疑はそれ

だけであります。

○石井委員 本法案によつて、昔から

ありまして行政執行法が廃止せられ

るのであります。大体この法律にお

いては、行政執行法の中の第五條を

中心として法案が制定されたのであ

ります。その他の第一條、第二條、第

三條、あるいは第四條、第七條、それ

らに該当する法案は、廃止せられるこ

とになるのであります。それら廃止

せられる法案について、何らかいず

れ立法その他によつて廃止に基くこ

ころのいふ／＼な影響の発生を防止

するとの措置が考慮されておるかど

うか、お伺ひしたいのであります。

○佐藤(通)政府委員 ただいま御指

摘のように、行政執行法の中には一

條、二條、三條、四條といふような、

ただいま本案において取上げてお

りません。外のこと、取上げ規定され

ておる。殊に行政執行法の規定のこ

と、幾多の暗い陰影をもつた沿革を

もつておるのであります。これらに

ついては、政府の考え方といたしま

しては、すべの行政分野を網羅して

一、二條、三條、四條といふような

規定が全然必要かどうかといふ点に

ついては、これは十分検討したわけ

であります。なおまた今後検討を

続けようという態度をもつてお

るわけでありまして、結論は、む

しろ背水の陣を布いて、この

新憲法の光のもとに照して見た場

合に、何らかの調整を要するとい

うような文は一挙に抹殺してしま

う。そして新たな措置のもとに、ど

うしても必要であるといふところに

一々の立法をしていこうといふのが

政府の達しました結論であります。

しかししてさういふ背水の陣を布

つて、一体大丈夫かといふ懸念が

残るのであります。一通り今日の

われ／＼の研究の結果を申し上げ

ますと、一條の行政執行法とい

うのは、大体辭つぱらいいであり

ます。か、氣遣ひであります。か、

自殺云々といふようなことであつて、

隣人の愛をもつて手を差伸べて救護

する場合とさしたる運のない場合

であります。殊に警察官といふもの

が國民の生命身体の保護といふ責

任をもつておるから、普通の隣人

の場合であつたら横を見て通つても

よいことであつても、警察官は職

務上その救護の手を差伸べなけれ

ばならぬといふ事柄であります。

○井伊委員 警察官がその場合と

るべき措置といふものは、やはり

隣人のとるべき措置と同じであつ

てもよいのではないかと。二十四

時間云々といふような検査の期

間といふものがあります。と、か

えつてそれだけでは検査ができ

ないといふような形になつてまい

りまして、従前のい／＼な弊害の

もとにもなるといふこと、少くも

一條關係は、そういう意味からい

つても、今特に取立てて今日残さ

なければならぬといふようなこと

ではないかといふ氣持でおるわけ

であります。その他その關係の法

制といひましては、御承知の生活

保護法であります。とか、精神病

者の看護法であります。とか、水

難救護法とか、大体その点力

をばしてゐる点があります。一應

これは抹殺して出直さうといふ頭

であります。それから三條等にお

いては、三條の密賣淫云々の條

項であります。これは實際上必要

がございまして、御承知のように、

最近花柳病予防法の特例といふ

ものがございまして、これは實際

上必要があつて活用されてお

つたのであります。花柳病予防法

の特例といふものは、最近

において、これは實際上も必要

がないわけでありまして、それ

からなにお大きな問題としては、

四條あたりで、土地物件の使用

制限といふようなことがござ

いまして、これは前の國會で御

審議を得ました災害救助法と

か、あるいは地方自治法等にも

その途があります。今、今のこ

ろはその途によつて処置をして

いこうといふことで考へてい

るわけでありまして、先ほど

も触れました。○松永委員 それ

では暫時休憩いた

たように、一應これを抹殺して

みて、どうしても必要だといふこ

とが起れば、またそれはその見

地で立法を新たにしようといふ

氣持でいるわけであり

ます。

○石井委員 政府委員の説明によ

りまして、今回の行政執行法

廃止、それに代つて行政執行法

を設けた趣旨がよく明瞭になつたのであり

ます。特に一應大英断を以て、第

一條の検査の規定その他を廃止

する、そして、さうしてさうい

ふるに日本の國民の民主的動向

を察して、やむを得ればその後

において立法をまつ、かような

氣持をもちまして、今回の法案

制定にあつたといふことにつ

きましては、われ／＼とし

ても、今までの政府、ある意味に

おいて官僚的ないき方ではなく

、大膽率直なところの國民を信

頼したいといふ方については、非

常に賛意を表せざるを得ないので

あります。この行政執行法の一

條その他の廃止によつて、ある

いは將來対策を立てなければなら

ない問題等も生じようと思ひま

すが、それらにつきましては、今

後想を新たに、さうして今まで

行政執行法が人權保障の法規

として存在したといふような非

難があつたのであります。か

ような非難をどうもむらゐら

ないよう、万全の措置を講じて、

さうしておもむろに人心の動

向、あるいは國民の考え方、定

るところをまつて、万全の対策を

立てていただくと思ひのであり

ます。またこれにつきまして、最

高法務廳その他い／＼な立法に

關連せられる方面におきま

して、いろいろと資料を集

集し、爾後の問題について御考

慮を煩わしたいと思ひます。○

松永委員 それでは暫時休憩

いた

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

します。

午後二時二十五分休憩

午後三時三十一分開議

○松永委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

○山下榮二君 この機会に、輕犯罪法の改正案について、委員外の方から発言の申出がありますから、この際これを許します。山下榮二君。

○山下榮二君 この機会に、輕犯罪法の改正案について、委員外の方から発言の申出がありますから、この際これを許します。山下榮二君。

○山下榮二君 この機会に、輕犯罪法の改正案について、委員外の方から発言の申出がありますから、この際これを許します。山下榮二君。

と、その法の実施運営にあたつては、取締りに濫用されるのではないかと心配をいたすのであります。そこで今日の健全なる労働組合運動の発展のためには、憲法の上におきまして、第二十八條に「勤労者の團結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」と明記したておるのであります。さらに労働組合法の中にも、第一條に「刑法第三十五條ノ規定ハ労働組合ノ団体交渉其ノ他ノ行為ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル爲メシタル正当ナルモノニ付適用アルモノトス」と、刑法の適用除外例が明確にされておるのであります。従つて労働委員会といたしましては、今当司法委員会が修正され、四條を挿入されようといはれております。その本來の目的を逸脱してというこの條項を、もとと明確に、労働運動ないしは社会運動にはこれを適用しない、と、こういうようにしていただくことにはまいらぬのかどうか、この点伺つておきたいのであります。

○國府委員 答へいたします。輕犯罪法は、いづれ御心配の点もありませんけれども、御承知の通り、日常の非常な卑劣な道徳に違反するものを拾ひ上げまして、そして今日の文化社会における文化生活の秩序を維持する、こういう建前でこの法律をつくつたのであります。もちろん労働組合運動とか、あるいはその他の社会運動を取締る目的のためにつくつたものでは全然ないのであります。ただいまいろいろな点で御指摘になりましたけれども、これらの点は大体労働組合法その他の正当なる社会運動、あるいは政治運動等によりましては、憲法の御

○國府委員 答へいたします。輕犯罪法は、いづれ御心配の点もありませんけれども、御承知の通り、日常の非常な卑劣な道徳に違反するものを拾ひ上げまして、そして今日の文化社会における文化生活の秩序を維持する、こういう建前でこの法律をつくつたのであります。もちろん労働組合運動とか、あるいはその他の社会運動を取締る目的のためにつくつたものでは全然ないのであります。ただいまいろいろな点で御指摘になりましたけれども、これらの点は大体労働組合法その他の正当なる社会運動、あるいは政治運動等によりましては、憲法の御

指摘になりました條章、並びに労働組合法の第一條第二項の規定が適用されますし、のみならず刑法總則の第七章の規定も、そのまま適用に相なるのであります。従ひまして、多くの場合におきましては、この法律によつて労働組合運動に対し、誤つた適用をするという場合は、ほとんどないといふに言えるのであります。ただいま衆議院の方におきまして、第四條に入れたという点について、もつとはつきりしたものを入れたらどうか、こういう御意見であります。これは法律の體裁から申しますと、結局労働組合法の第一條第二項の規定をやはりここにあげてくるということになるだけであつて、本來ならばこの法律の中にこういうものを入れなくとも、一般に違法性のあるものは阻却されるし、違法性のないもので阻却すべきものは、ただいま申し上げましたような労働組合法の第一條第二項の規定によつて全部阻却されるのであります。入れることと自身が法律の體裁としておかしなものでなつてくるのであります。もしこの法律を實際適用する者に対しては、一つの守るべき注意の規定といたしまするならば、組合法の第一條第二項とまつた重複するような規定をここに入れるという事は、実は法律の體裁としておかしいのじやないか、趣旨はまつたく衆議院で御修正になろうとする点と同じだと私は考へております。むしろ御修正になろうとする第四條の規定の方が、法律全体としての構成の上におきましてきれいな形にいくのではないかと考へております。

○山下榮二君 今當局の御説明を伺ひまして大体了承いたしましたのであります。が、四條の修正は、衆議院の當委員會で修正されておるのであります。その本來の目的も、今當局に伺つてみましても、労働委員会が心配しておることを懸念して挿入された、この何うのであります。法の體裁あるいはいづれなことのうからいつて、どうも明確に書くことが悪い、こゝう今おつしやられたと思つてあります。が、この席上ではつきり、その本來の目的というものは、労働運動ないしは農民運動というものが社会運動を指しておるものではないと、こゝう解いたして間違ひはないのでしようか。重ねて伺つておきたいと思つてあります。

○山下榮二君 今當局の御説明を伺ひまして大体了承いたしましたのであります。が、四條の修正は、衆議院の當委員會で修正されておるのであります。その本來の目的も、今當局に伺つてみましても、労働委員会が心配しておることを懸念して挿入された、この何うのであります。法の體裁あるいはいづれなことのうからいつて、どうも明確に書くことが悪い、こゝう今おつしやられたと思つてあります。が、この席上ではつきり、その本來の目的というものは、労働運動ないしは農民運動というものが社会運動を指しておるものではないと、こゝう解いたして間違ひはないのでしようか。重ねて伺つておきたいと思つてあります。

○國府委員 本法は労働運動その他の社会運動を直接取締ろうという考へ前提に立つたものではないのであります。もちろんそれ自体を目的にいたしておる法律では全然ない、こゝう申し上げて差支えないと思つてます。

○山下榮二君 それではよくわかりましたので、どうか委員會に特別にお願いを申し上げておきたいと思つてあります。が、先ほど申し上げましたようなことを、すでに當委員會でも御懸念に相なつておることは、われわれのまことに感謝いたしておるところであります。さらに先ほどから私が申し上げました各項目、いわゆる十四、二十八、三十一、三十三という條項等について、も、さらに當委員會でもよく御配慮を願つて、今後健全なる日本の労働運動を阻害するがごときことに相ならぬように、格段の御配慮を委員會としても願ひたい、特に労働委員会を代表して、當委員會にお願いを申し上げておきたいと思つてあります。たい

○山下榮二君 それではよくわかりましたので、どうか委員會に特別にお願いを申し上げておきたいと思つてあります。が、先ほど申し上げましたようなことを、すでに當委員會でも御懸念に相なつておることは、われわれのまことに感謝いたしておるところであります。さらに先ほどから私が申し上げました各項目、いわゆる十四、二十八、三十一、三十三という條項等について、も、さらに當委員會でもよく御配慮を願つて、今後健全なる日本の労働運動を阻害するがごときことに相ならぬように、格段の御配慮を委員會としても願ひたい、特に労働委員会を代表して、當委員會にお願いを申し上げておきたいと思つてあります。たい

〔休憩後は開會に至らなかつた〕

○松永委員長 暫時休憩いたします。午後三時四十一分開議